

労働条件（メーデー）の起原

一八八五年米國ニ於ケル各社労働団体ハ毎  
年五月一日ヲ期シ八時間労働ヲ実施スル  
トスル條々盟罷工決行ノ決議ヲシテ翌一八  
八六年五月一日ヲ以テ其第一回示威運動  
日ト定メタリ

柳ニ本運動ヲナスニ至レル経緯ニ就テハ改  
次労働条件ノ改善ヲ揚言シワレ之レヲ実行  
セサル政府當局ノ不誠實ナル態度並ニ如何  
ニ訴フルモ其効果ナキ歟論ニ對スル總體ノ  
録ヲ自ラノ努力ニヨリテ而テ労働組合ニ  
ヲ没却セズ其目的ヲ遂行スベク賦起レ一切  
ノ他力ヲ排斥シ寧ラ資本家ニ對スル直接

動ニ依リ豫定ノ効果ヲ收メントシタレヌノ  
ナリト云フ

而レテ一八八五年十一月ヨリ十二月ニ亘リ  
殆ント全時ニ開カレタル労働騎士會（正職若  
シハ一工場縦断ノ組合ニ反對シ全労働階級  
ノ團結ヲ主義トシタル組合ニシテ一八八〇  
年頃ヨリ一八九〇年ニ至ル十年間ハ勞力旺  
盛ナリシモノ一八九五年ニ至リテ漸減スルニ  
至リ同労働全盟大會ハ八時間労働ヲ運動  
テ増々盛大トシテハレニト全國労働者ト一  
八八六年五月一日ヲ期シ其ノ備主ニ對シ八  
時間労働ヲ実施ヲ要求スベクコト第一答レハ  
ラレサル場合ハ断然罷業ヲ決行シ其日以後